

令和5年度 事業実施計画 事業説明

事業区分	事業名	財源(運営方法)	主な担当者	内容
法人運営部門	定例理事会・評議員会の実施	-	古野・池本	6月、9月、12月、3月に開催予定。
	定例会計監査及び諸会計	-	古野・池本	3か月に一度、山口税理士事務所による定期的な会計監査を実施する。
	人事管理・税務処理等総務業務	-	古野・池本	社会福祉協議会運営に必要な総務(庶務)業務を行う。
	福岡県社会福祉大会	-	由衛・古野	福岡県内の社会福祉関係者が集い、社会福祉に貢献された方々の表彰や記念講演等を通して、学習や情報交換等を目的にした社会福祉大会へ参加する。
	ホームページの運営	県社協受託	内山・大山	住民にいち早く、より広く情報提供するとともに、社協活動のPRや住民からの意見・要望を受け付け、住民ニーズの発掘につなげるため、ホームページを運営する。
	社協だよりの発行事業	共募配分金	内山	当会事業や各団体の事業案内、啓発等の福祉情報の発信として、社協だよりを発行する(年3回、各5,100部)。
	福岡県市町村社会福祉協議会専門委員会	独自	池本	福岡県社協が実施する、県内社会福祉協議会の方向性等を協議する会議に、当協議会職員が選出され(3期目)、会議に参加している。
福祉教育	福祉教育推進事業	共募配分金	内山	主に小学校4年生を対象におこなわれる福祉教育について、研修等を通して、学校教員と職員が共通認識を持って取り組むことを目的とする。県社協発行の福祉教育教材「ともに生きる」の活用の推進も行う。 また、中学校家庭科における高齢者福祉を発端とした学習との連携も行っていく。
	全国福祉教育推進員	独自	内山	福祉教育推進のため、全国社会福祉協議会が福祉教育推進員研修を実施している。当協議会職員は第1期生として本研修を修了し、引き続き福岡県下で福祉教育推進員として活動にあたる。
	福祉協力校支援	歳末たすけあい募金配分金	内山	町内の希望する学校へ「福祉協力校」として助成金を配布している。「福祉教育推進会議」とも運動しながら、町内の小・中学校に通う子どもたちが福祉への理解を深められるよう、支援を行う。
地域福祉推進部門	子どもボランティア事業	共募配分金	内山	町内在住の小中学生を対象に福祉体験教室や世代間交流、地域参加の機会(子ども民生委員活動等)を設け、子どもの福祉への関心を高めるきっかけや、学習の場づくりを進める。子どもたちを主体とした福祉教育の視点に立ち、より効果的な体験ができるよう取り組むことを目標とする。
	ボランティア支援センター	共募配分金	内山	住民や各福祉団体の依頼によって、町内や各学校等へのボランティア募集および関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアのニーズの受付、マッチング等、住民やボランティア団体等の依頼によって、ボランティアの関係機関との連絡調整を行う。ボランティア活動保険等加入手続きを行い、ボランティアの方々が活動しやすくなるように支援を行う。
	災害ボランティアセンター	独自	古野・池本	福岡県社協の意向を受け、鞍手町災害ボランティアセンター運営マニュアルの精査等を進めていく。
	福祉用具・レクリエーション用具の貸出	独自	内山	住民への車いす貸出や福祉教育の一環として、各学校へ点字盤・アイマスク・白杖等の福祉機器の貸出を行う。また、サロン活動等へのレクリエーション用具の貸出を行う。
	ボランティア団体支援・助成	共募配分金	内山	町内ボランティア団体への助成、及び活動支援を行う。

地域福祉推進部門	小地域福祉活動	各サロン活動支援事業	共募配分金・歳末たすけあい募金配分金	大山	高齢者サロン:地域の高齢者の居場所づくり、課題解決等をはかるために高齢者サロン活動の支援を行う。主に運営・活動等の相談支援を行う。
			歳末たすけあい募金配分金	内山	子育てサロン:少子高齢化が進む中で、子育て中の親子を対象にサロン活動(同じ課題を持った人が集まる場)が重要視されている。平成21年度より子育てサロンが発足し、引き続き、支援や協力を実施する。
	広域的活動支援	地域住民のための屋外掲示板等設置事業	共募配分金	内山	社協が実施する地域福祉活動の大切な財源である共同募金運動へ協力していただいている町内各地区に対し、地区への還元のひとつとして、屋外掲示板等を設置する。12月まで随時募集し、1月以降で一地区に対し設置を行う。
		各団体への支援・助成事業	共募配分金	大山	各団体からの助成金の申請により内容を審査し、年間活動費の一部を助成する(鞍手町老人クラブ連合会、障がい児者団体、鞍手町子ども会連絡協議会)。また、助成の他、町内福祉団体等の支援を実施し、団体が主体的に活動できるよう支援を実施する。
		鞍手町社会福祉法人連携会議	独自	池本・大山	社会福祉法改正により、社会福祉法人には「地域貢献事業」を実施することが責務として法律に明記された。これを受け、地域ニーズに即したサービスを低額または無料にて提供するため、町内の社会福祉法人が連携し、一体的に事業展開するための連絡会を設置し、その事務局を当協議会が担う。現在、参加法人が実施する地域住民(団体)に対するバスの貸し出し事業について、当協議会が申請、受付、調整等をおこない、連携して事業を展開している。
鞍手町地域福祉活動計画関連	第2期鞍手町地域福祉活動計画の推進	独自・共募配分金	内山・大山	第2期地域福祉活動計画が策定されたため(令和3年度～7年度)、引き続き、策定・推進員とともに計画の推進を図っていく。	
個別支援・サービス提供部門	サービス提供	移送サービス事業	補助金・共募配分金・独自	内山・大山	障がいがある方等で、公共交通機関での外出が困難な方への外出支援を実施する。
	生活困窮者支援事業	生活福祉資金貸付の相談・受付業務	県社協受託	大山	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、自立と安定した生活を送れるようにすることを目的とした資金貸付制度。運営主体は福岡県社会福祉協議会。当会では、貸付相談受付、県社協への申請手続き及び償還中の方への償還通知等各書類の送付を行う。 ※令和2年3月より、令和4年9月まで新型コロナウイルスの影響を受け、休業・失業等により減収し生活困窮に陥った方々に対して、特例貸付が実施された。令和5年1月から償還開始になる方がおり、償還等の相談対応を引き続き、生活困窮者自立支援事業所等と連携を取りながら、支援を行う。
		生活福祉資金一時生活資金貸付事業	独自	大山	生活保護法に基づく保護の申請を行い、扶助費が給付されるまでの生活に支障の恐れがある方に対して、一時的に貸付をすることにより、安定した生活を送れるように支援する。
ふくおかライフレスキュー事業		独自	大山	福岡県社会福祉法人経営者協議会が実施主体で、福岡県社協が事務局である事業。社会福祉法人の地域への公益的な取り組みの一環として、社会福祉法人連携の仕組みを活かし、既存制度では解決できない生活困窮等の課題に対して、各法人に配置されたサポーターが連携し、それぞれの専門性や資源を活かして相談・支援を行う。	

	権利擁護事業	日常生活自立支援事業	県社協受託	池本・大山	認知症等判断能力が不十分な方(日常生活に困っている方)に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理、書類等(預貯金・印鑑・権利証等)の保管を実施する(支援者は生活支援員登録者)。現在7名の方が利用しており、引き続き支援を継続する。支援員への助言や、利用者との契約等の業務を行う。
	個別支援	各福祉行政会議への参加	—	内山	要保護児童対策地域協議会実務者会議への参加
				池本	障害者自立支援協議会への参加
行政事業部門	旧心配ごと相談事業	法律相談(総務課)	町受託	大山	法律相談: 毎月10日に弁護士による無料法律相談を行う。
		行政相談(政策推進課)	町受託	大山	行政相談: 毎月25日に行政相談員による無料の行政相談を行う。
		人権相談(福祉人権課児童人権係)	町受託	大山	人権相談: 毎月25日に人権擁護委員または法務局職員による無料の人権相談を行う。
	各行政会議への参加	会議、委員会等への参加	—	由衛・古野・池本	子ども子育て会議、鞍手町民生委員推進会、地域公共交通会議 他
共同募金会鞍手町支会業務		—	—	大山	福岡県共同募金会鞍手町支会の事務を行う。令和3年度末より、鞍手町支会理事会を組織している。6月、9月、12月、3月に理事会開催予定。